

京田辺市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月
京田辺市

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と感染症危機対応	3
第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成	3
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験と新型インフルエンザ等 対策行動計画の改定	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	6
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	6
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	11
第5節 対策推進のための役割分担	14
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	17
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	20
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	21
第1章 実施体制	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	23
第3節 対応期	25
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	29
第1節 準備期	29
第2節 初動期	32
第3節 対応期	34

第3章 まん延防止	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	38
第3節 対応期	39
第4章 ワクチン	44
第1節 準備期	44
第2節 初動期	50
第3節 対応期	54
第5章 保健等	58
第1節 準備期	58
第2節 初動期	61
第3節 対応期	63
第6章 物資	66
第1節 準備期	66
第2節 初動期	67
第3節 対応期	68
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	69
第1節 準備期	69
第2節 初動期	71
第3節 対応期	72
発生段階の国・府・市の体制	75
段階別業務(主な取り組み)	76
庁内各部局の主な業務分掌	77
庁内各部局の項目別担当区分	79
用語集	82
感染症法の対象となる感染症の定義・類型	87
【関係法令】	
○京田辺市新型インフルエンザ等対策本部条例	89
○新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)	90
○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(抜粋)	99
○予防接種法(抜粋)	101
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抜粋)	102

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、全世界での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会も増加しており、人と未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中にまん延するおそれも大きくなっている。

これまでにも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。今後も世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期及び発生場所を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症も想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになる可能性は高い。

さらに、未知の感染症であれば、感染性が高く社会的影響が甚大である可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新興感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- 新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

である。

第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と感染症危機対応

第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

特措法が制定される以前から、我が国は、新型インフルエンザに係る対策に取り組んできた。国においては、平成17年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成されて以来、数次の部分的な改定が行われた。

また、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。

併せて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成24年4月に、特措法が制定された。

さらに、平成25年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年2月7日)を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が作成された。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されたものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとされた。

京都府においては、政府行動計画の内容等を踏まえ、平成25年7月に京都府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「府行動計画」という。)を策定した。

京田辺市においては、府行動計画に基づき、平成27年2月に京田辺市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定した。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験と新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。)の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとされ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

3年超にわたる特措法に基づく新型コロナ対応の経験を通じ、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となること、また、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要性を再認識することとなった。

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。

令和5年9月から政府の新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)において新型コロナ対応を振り返り、

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

政府行動計画は、これらの目標を実現できるよう令和6年7月に全面改定され、令和6年3月に京都府は同様の目的から、政府行動計画の改定内容を踏まえて、府行動計画を全面改定した。市においても特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体である府が改定した府行動計画に基づき、市行動計画を全面改定するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期及び発生場所を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、海外で新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市経済にも大きな影響を与える。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるが、感染まん延が急激な拡大であれば、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国・府及び関係機関と連携し、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅延化及び最小化することで、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

政府行動計画においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、以下の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしており、府行動計画における対策の構成もこれを踏まえたものとしており、市行動計画においても、府行動計画における対策の構成を踏まえたものにする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等をいう。以下同じ。)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、府と連携を図り、市行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

(以下、政府行動計画第2部第1章第2節から引用)

- 発生前の段階(準備期)では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急

の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。
- したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、都道府県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。(引用終了)

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

国・府は、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定するとしており、市はそれに基づき対応する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期化した場合も織り込んだ想定とする。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期(B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

○ 対応期:封じ込めを念頭に対応する時期(B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。なお、この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始する。また、この場合は、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のよう
に区分する。

○ 対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

○ 対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

○ 対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。さらに、感染や重症化しやすいグループ、が特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

特措法その他の法令、政府・府行動計画及び市行動計画又は関係機関の業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め、府と連携した様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に啓発し、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備やリスクコミュニケーション等について、府と情報共有し、平時からの取組を進める。

(5) 負担軽減や情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のためのDXの推進や人材育成等

国・府及び関係機関等との連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成等、複数の対策項目に共通する視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

- (1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え
対策の切替えに当たっては、府と連携し、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。
- (2) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、感染拡大のスピードやピークを医療提供体制で対応できるレベルに抑制することが重要である。国・府の行うリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、府と連携して、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。
- (3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国・府等が定める指標も踏まえた上で、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。
- (4) 対策項目ごとの時期区分
対策の切替え時期については、柔軟な対応が可能となるよう、府と連携して、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。
- (5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有
対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならない。

これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

京都府新型インフルエンザ等対策本部(以下「府対策本部」という。)及び京田辺市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市から府に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、府はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うとともに、特に必要があると認める場合には、府は、国に対して総合調整を行うよう要請する。

6 社会福祉施設等における対応

国は、対応期において、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請することとしている。

社会福祉施設は、子ども、高齢者、障がいのある人など幅広い利用者の生活を支えており、また、家族の就労・就学等の面からも、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

そのため、社会福祉施設に必要となる医療提供体制や病院・施設における感染対策等について、府や関係機関と、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、府は、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進める。

また、市は、府と連携し、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国・府とも連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 府の役割

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

そのため、府は、平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関との間で検査等措置協定を締結し、検査体制を構築することをはじめ、保健所体制の整備、宿泊療養の実施体制等、感染症有事に必要な体制について計画的に準備を行う。

また、有事には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、府が、感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、関係機関等と予防計画や保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

(2) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は予防接種等医療人材の派遣を行う。

4 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等をいう。以下同じ。)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健等
- (6) 物資
- (7) 市生活及び市民経済の安定の確保

2 各対策項目の基本的な考え方

市行動計画の主な対策項目である7項目は、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の基本的な考え方を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に大きな影響を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要があり、国・府、周辺自治体、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、府及び市は、平時から関係機関との連携体制を構築するとともに、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

また、有事には、平時に構築した連携体制等を活かして迅速に情報収集し、府対策本部の対応方針を基に分析とリスク評価を行い、市対策本部において対応方針を決定する。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症に対する基本的な情報や感染対策、感染症の発生状況等の情報、また、発生時に取るべき行動など、平時から府及び保健所、関係機関と連携を図り、情報収集・分析・サーベイランス情報について収集に努める。

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、周辺市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とそ

の見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。そのため、市等は、平時から市民等の感染症に対する理解を深めるための情報提供等を行う。

また、有事には、相談窓口等を通じて市民等の感染症に対する認識を把握した上で、必要とされる正確な情報を提供する。

(3)まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化するためには、適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

そのため、市は、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、府に対して応援等を要請することを検討する。

(4)ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、市は、医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討する。

また、有事には、平時に検討した接種体制等に基づき、関係機関が連携して、迅速に接種を実施できる体制を構築する。

(5)保健等

新型インフルエンザ等が発生した場合、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民等の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、保健所及び保健環境研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向を把握する等の重要な役割を担うが、感染が拡大した場合には、その業務負担の急増が想定される。そのため、応援派遣要請等に対応する。

(6)物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ必要があり、感染症対策物資等が十分に確保されるよう対策を講じることが重要である。そのため、市は、平時から、感染症対策物資等の備蓄等の推進を図る。

また、有事には、市は、協定締結医療機関等の個人防護具が不足するおそれがある場合は、不足する医療機関等に対し、市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行うとともに、それでもなお必要な物資及び資材が不足する場合は、国・府に必要な対応を要請する。

(7) 市民生活及び府民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康への被害、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、市は、平時から、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、有事には、市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

【EBPM:証拠に基づく「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組】

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時よりも、平時から有事までを通じて、府及び関係機関と連携して、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応においても、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要であるため、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

4 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画等について、必要な見直しを行うことが重要である。

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるものとしており、政府行動計画が改定された場合には、必要に応じて、府行動計画の改定に基づき、市行動計画の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国・府及び関係機関と連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

府及び関係機関と連携し、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

1-2. 行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 府行動計画の作成・変更に基づき、市行動計画を作成・変更する。
市行動計画を作成・変更する際には、府行動計画と整合を図るとともに、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴く。(特措法第8条7)(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時において、強化及び拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、必要に応じ、業務継続計画を変更する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (3) 特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (4) 新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を行うとともに、関係部局との連携強化や役割分担に関する調整を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (5) 必要に応じ、府の研修等を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (6) 庁内体制として、必要に応じ、危機管理監を座長とする「新型インフルエンザ等情報連絡会議」(以下「情報連絡会議」という。)を設置し、部局間での情報共有及び非常時対応体制の整備等を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

区分	構成員
情報連絡会議	(座長)危機管理監 (副座長)健康福祉部長 (構成員)安心まちづくり室長、企画調整室長、総務室長、市民政策推進室長、健康福祉政策推進室長、こども未来政策推進室長、建設政策推進室長、経済環境政策推進室長、出納室担当課長、議会事務局次長、教育総務室長、農業委員会事務局主幹、経営管理室長、消防次長、監査委員事務局次長
(事務局)	安心まちづくり室、健康福祉部(健康推進課)

1-3. 関係機関との連携の強化

- (1) 府、周辺市町村及び関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (2) 新型インフルエンザ等の発生に備え、府、周辺市町村及び関係機関・関係団体と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (3) 特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)について、府と事前に調整し、着実な準備を進める。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (4) 感染症対策の事前の体制整備等の必要がある場合には、府と連携して、関係機関と調整を行い、着実な準備を進める。(安心まちづくり室、健康福祉部)

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、府及び関係部局間で情報共有を行うとともに、府や府の初動対処方針を踏まえ、必要に応じ、情報連絡会議の設置・開催又は部局長等による連絡会議等を開催し、情報の集約、共有及び分析を行い、初動対応について協議し決定する。(全部局)

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 特措法に基づき、府対策本部が設置され、府が対策本部を設置した場合には、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 対策本部の編成は、事態の特性を踏まえ、業務の継続の観点から、副本部長を3名とし、事務局は、安心まちづくり室及び健康福祉部とする。
- (3) 対応においては、平時の業務が継続されるとともに、各種対応が平時の業務調整システムで行われることが考えられることから、組織体制は、平時の組織体制を基本とする。

区分	構成員
市対策本部	(本部長)市長 (副本部長)副市長、教育長、公営企業管理者 (本部委員)危機管理監、都市整備政策監、企画政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、こども未来部長、建設部長、経済環境部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、教育指導監、上下水道部長、消防長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、 (必要に応じ消防団長)
(事務局)	安心まちづくり室、健康福祉部(健康推進課)

【市対策本部の主要所掌事務】

- 特措法及び本部条例の規定によるほか、以下のとおり定める。
 - ① 新型インフルエンザ等の対策に係る総合企画、総合調整(実態把握、感染拡大防止対策、広報広聴等)に関すること。

- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション(情報収集・分析、サーベイランス含む)に関すること。
- ③ 国、府、他自治体、関係機関等への総括的な応援要請及び連絡調整に関すること。
- ④ 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- ⑤ 感染状況等の取りまとめ、記録等に関すること。
- 第1節(準備期)を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(全部局)
- 発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と国において判断された場合には、府と連携し、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。(全部局)

参考 基本的な感染対策(厚生労働省資料)

感染症対策	意義
換 気	換気により、空気中のウイルス等を外に出す。
マスク着用等の咳エチケット	ウイルス等を含んでいる飛沫が広がるのを防ぐ。
手洗い	手に付着したウイルスを減らす。
人混み回避	人混みを避けることにより、感染機会を減らす。

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要に応じて、対策に要する経費について検討し、所要の準備を行う。(安心まちづくり室、総務部、健康福祉部、関係部局)

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、府及び関係機関と連携して、対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、府及び関係機関と連携して、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制のあり方

3-1-1. 対策の実施体制

- (1) 府等と連携し、市の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備し、関係部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、市の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (2) 国・府の対応に、速やかに対応するため、随時に対策本部会議を実施し、国・府及び市の感染状況、国・府の対応、市の対応(庁内体制、市管理施設の体制、事業・行事の実施、教育の体制、予防接種、保健、広報等)について、共有するとともに、関係事項を総合調整・決定し、市民等に情報提供し周知する。長期的な対応となるおそれがある場合には、定期的に対策本部会議を実施して情報共有を図ることを検討する。(全部局)
- (3) 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。(全部局)

対応の一例

- 出勤前での体温等の測定による健康確認
- 職員の対応基準の明確化
- 保健所の指導のもと、濃厚接触者等の検討等
- 窓口における感染対策(消毒液・パーテーションの設置等)
- 勤務体制(時差出勤、交代勤務、テレワーク、オンライン会議等)
- その他、各部局の勤務特性による措置

3-1-2. 市による総合調整

- (1) 市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、府及び関係機関等と市域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。(特措法第24条)(安心まちづくり室、健康福祉部)

- (2) 府対策本部の行う府域に係る総合調整に対して、必要に応じ、意見を提出する。(特措法第24条2)(安心まちづくり室、健康福祉部)

3-1-3. 職員の派遣・応援要請等

- (1) 新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(特措法第26条二)(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (2) 市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、府または他の市町村に対して応援を求める。(特措法第26条三、四)(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (3) 必要に応じ、事務の委託のの特例として、市が当該市の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、国・府と連携し、その事務又は市長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託する。(特措法第26条五)(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (4) 市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、指定(地方)行政機関の長に職員の派遣を要請する。その際、人命に関わる等の緊急を要する場合を除き、府を経由して要請する。(特措法第26条六)(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (5) 予防接種等を行うために必要があると認められるときは、府に対し、医療関係者に対する予防接種等の実施に関し必要な協力要請または指示を行うよう求める。(特措法第31条6)(安心まちづくり室、健康福祉部)

3-1-4. 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(安心まちづくり室、健康福祉部、総務部、関係部局)

3-2. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置

3-2-1. まん延防止等重点措置

府内のまん延防止等重点措置を実施すべき区域、特に市域に関する情報を把握するとともに、国の基本的対処方針及び府の対策に基づき、市行動計画により、必要な対策を実施する。(全部局)

参考:京都府の対応

まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

府は国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として府域を公示した場合は、国の基本的対処方針及び府行動計画に基づき、府が定めた期間・区域において、必要な対策を実施する。

3-2-2. 緊急事態宣言

- (1) 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく、市対策本部を設置する（既に設置している場合は、特措法に基づく、対策本部に移行）。（特措法第34条）（安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局）
- (2) 国の基本的対処方針及び府の対策に基づき、市行動計画により、必要な対策を実施する。（全部局）。
- (3) 市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。（特措法第36条1）
その際、必要に応じ、府や関係機関に対し、措置の実施状況についての報告または資料提出を求める。（特措法第36条4. 5）（安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局）
- (4) 必要に応じ、府に対し、緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。（特措法第36条2）（安心まちづくり室、健康福祉部）
- (5) 必要に応じ、府に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する緊急事態措置に関し、総合調整を行うよう国に要請を行うよう求める。（特措法第36条3）（安心まちづくり室、健康福祉部）
- (6) 教育委員会に対し、市域に係る緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。（特措法第36条6）（安心まちづくり室、健康福祉部、教育部）
- (7) 市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要と認められる場合は、府に対し、府域に係る緊急事態措置の実施に関し要請する。（特措法第36条7）（安心まちづくり室、健康福祉部）

参考: 京都府の対応

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超え、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

府は、国が府域において緊急事態宣言を行った場合は、基本的対処方針及び府行動計画に基づき、必要な対策を実施する。

※ 緊急事態宣言公示する地域は、都道府県単位で行われる。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 対策本部の廃止

政府対策本部または府対策本部の廃止に伴い、市対策本部を廃止する。（安心まちづくり室、健康福祉部）

参考:京都府の対応

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止することとしている。府は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく府対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から、府や関係機関等と連携した情報収集・分析、サーベイランスの準備を進めるとともに、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国・府及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

2 所要の対応

1-1 情報収集・分析、サーベイランス

- (1) 感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等に資する情報について、平時から情報収集・分析、サーベイランス体制を整備する。整備に当たっては、有事に感染症に関する情報を適時に共有することができるよう、府及び関係機関との連携体制の構築が重要であることに留意する。(健康福祉部)
- (2) サーベイランスは、国・府のサーベイランス結果と市で把握可能な感染症情報(庁内・学校等の感染状況など)により行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (3) 市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (4) 国・府及び関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (5) 情報収集・分析を担う人材の育成や情報収集・サーベイランスのためのDXの推進に努める。(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (6) 公表前の国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状の機微情報や個人情報に漏えいしないよう十分留意する。(健康福祉部)

1-2. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-2-1. 感染症に関する情報提供・共有

平時から国・府と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や大学・学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、府等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、こども未来部、教育部、関係部局)

1-2-2. 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(安心まちづくり室、市民部、健康福祉部、こども未来部、教育部、関係部局)

1-2-3. 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(安心まちづくり室、企画政策部、健康福祉部、関係部局)

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- (1) 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(安心まちづくり室、企画政策部、市民部、健康福祉部、こども未来部、教育部、関係部局)
- (2) 一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見等による関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。(安心まちづくり室、企画政策部、健康福祉部、関係部局)
- (3) 新型インフルエンザ等の発生時に、府や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

1-3-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (1) 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、国・府による偽・誤情報の拡散状況等のモニタリング結果等も踏まえ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、必要に応じ、相談窓口(専用コールセンター)を設置できるよう準備する。(安心まちづくり室、市民部、健康福祉部、関係部局)
- (3) 市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して府から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。その際、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など府から必要と認める情報を受けることがあるため、必要に応じ、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について府と調整する。(感染症法第16条、第44条三、第50条二)(健康福祉部)

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、準備期に構築した体制により、情報収集・分析、サーベイランスを行い、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

国・府等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、情報提供・共有する。

2-1. 情報収集・分析、サーベイランス

- (1) 新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに府及び関係機関と連携し、必要な体制を確立する。(健康福祉部)
- (2) 国等の行う新たな感染症の特徴や病原体の性状、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響についての情報収集・分析及びリスク評価等に関する情報を府と連携して収集し、共有する。(健康福祉部)
- (3) 市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等について情報収集を行い、感染症危機が市民生活及び市民経済等に及ぼす影響について把握する。(安心まちづくり室、関係部局)
- (4) 府が国と共有する新たな感染症が発生した場合の国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について共有する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

2-2. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、市民等が必要な

情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(安心まちづくり室、企画政策部、市民部、健康福祉部、子ども未来部、関係部局)

- (2) 市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、府、関係省庁、地方公共団体、指定(地方)公共機関の情報等について総覧できるウェブページを市ホームページ上に作成する。(安心まちづくり室、企画政策部、健康福祉部)
- (3) 準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、府や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (4) 府が要請する市内の各学校等に対しての、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。(健康福祉部、教育部)
- (5) 市民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の健康観察に関して府から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。(安心まちづくり室、健康福祉部)

2-3. 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、国による SNS の動向把握や府・市のコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等の結果を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (2) 必要に応じ、コールセンター等を設置し、国・府から提供された Q&A等も踏まえ、市民等の相談に対応する。また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。(安心まちづくり室、市民部、健康福祉部、関係部局)

2-4. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する国、府、地方公共団体、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、必要に応じて、府が国と連携して行うSNS等のプラットフォーム事業者の取組に対する要請や協力等に協力するとともに、その情報を共有する。(安心まちづくり室、企画政策部、市民部、健康福祉部、子ども未来部、教育部、関係部局)

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、情報収集・分析、サーベイランスを継続するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

最新の科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、国・府から提供された情報に基づき、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしなが、関係機関を含む市民等に対し、情報提供・共有を行う。

3-1. 情報収集・分析、サーベイランス

- (1) 初動期における体制を維持しつつ、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。(健康福祉部)
- (2) 国等の行う新たな感染症の特徴や病原体の性状、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響についての情報収集と分析及びリスク評価等に基づき、府が実施するリスク評価を共有する。(健康福祉部)
- (3) 市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等について情報収集を行い、感染症危機が市民生活及び市民経済等に及ぼす影響について把握する。(安心まちづくり室、関係部局)
- (4) 府が国と共有する新たな感染症が発生した場合の国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について共有する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-2. 基本的方針

3-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを发出するよう努める。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(安心まちづくり室、企画政策部、市民部、健康福祉部、関係部局)
- (2) 市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、府、関係省庁、地方公共団体、指定(地方)公共機関の情報等について総覧できるウェブページを市ホームページ上で運営する。(安心まちづくり室、企画政策部、健康福祉部)
- (3) 準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、府や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (4) 住民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の健康観察に関して府から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、国・府によるSNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等の結果を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (2) 国・府から提供されたQ&A等も踏まえ、コールセンター等の体制を強化する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民や事業者等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。(安心まちづくり室、市民部、健康福祉部、関係部局)

3-2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、府と連携し、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、必要に応じて、府が国と連携して行うSNS等のプラットフォーム事業者の取組に対する要請や協力等

に協力するとともに、その情報を共有する。(安心まちづくり室、企画政策部、市民部、健康福祉部、こども未来部、教育部、関係部局)

3-3. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

3-3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解と協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-3-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-3-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解と協力を得る。(安心まちづくり室、健康福祉部、こども未来部、教育部、関係部局)

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解と協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。(安心まちづくり室、企画政策部、市民部、健康福祉部、関係部局)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、府と連携し、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 府と連携し、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (2) 府と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (3) 府と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (4) 公共交通機関(旅客運送を確保するための指定(地方)公共機関)に対し府が国と連携して行う、適切な運送を図る観点からの「新型インフルエンザ等の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け」などの運行に当たっての留意点等について共有し、周知する。(安心まちづくり室、健康福祉部、建設部)
- (5) 観光旅行者の安心・安全を確保するため、府と連携し観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、取組を進める。(経済環境部)

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- (1) 市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、府が行う感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)について確認を進める。(健康福祉部)
- (2) 府と連携し、市内におけるまん延に備え、市に関連する施設・機関・団体等に、市行動計画や業務継続計画等に基づく対応の準備を行うよう求める。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

なお、感染拡大の防止には、生活圈・経済圏を一体とする近隣自治体等が連携して取り組むことが重要であることから、府等を通じて情報共有を行うとともに、要請等、まん延防止対策の実施に当たっては近隣自治体等との連携を図る。

2 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

国・府等による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じる。なお、まん延防止対策を講じるに際して、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

府が行う地域の感染状況等に応じた、感染症法に基づく、患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛等)の措置に協力する。その際、府は、病原体の性状等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施し、必要に応じて学校及び保育所等については保健所と連携し、濃厚接触者の特定を行い、まん延防止に努めることとしている。(健康福祉部、こども未来部、教育部)

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等への対応

3-1-2-1. 外出等に係る要請等への対応

「集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛」や「都道府県間の移動自粛」に関する府が行う要請について、市の対策に反映するとともに、市民に情報提供し、周知する。

また、まん延防止等重点措置として、「重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛」、緊急事態措置として、「新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと」等の府が行う要請について、市の対策に反映するとともに、市民に情報提供し、周知する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等への対応

市民等に対し、「換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策」、「時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組の勧奨とその徹底」に関する府が行う要請について、市の対策に反映するとともに、市民等に情報提供し、周知する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請への対応

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等への対応

まん延防止等重点措置として、「措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更」に関する府が行う要請について共有し、必要に応じ、市の対策に反映するとともに、これに協力する。

また、緊急事態措置として、「学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)」等に関する府が行う要請について共有し、必要に応じ、市の対策に反映するとともに、これに協力する。(安心まちづくり室、健康福祉部、こども未来部、経済環境部、教育部、関係部局)

3-1-3-2. まん延防止のための措置の要請への対応

府が、上記 3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、必要に応じて要請する「従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置」について、共有し、必要に応じ協力する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-1-3-3. その他の事業者に対する要請への対応

事業者に対して、府が行う、職場における感染対策の徹底に関する要請、従業員に基本的な感染対策等の勧奨又は徹底することへの協力要請、また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力要請について共有し、必要に応じ、市の対策に反映するとともに、これに協力する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-1-3-4. 学級閉鎖・休校等の要請への対応

感染状況、病原体の性状等を踏まえ、市立の学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、府と連携し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を市の感染状況等に鑑み適切に行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、こども未来部、教育部)

3-1-4. 公共交通機関に対する要請等への対応

3-1-4-1 基本的な感染対策に係る要請等

公共交通機関等に対し、府が行う利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講じる要請について共有し、必要に応じ、市の対策に反映するとともに、これに協力する。(安心まちづくり室、建設部、関係部局)

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

府の対策に基づき、対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講じる。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

参考:京都府の対応

府は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、府民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講じる。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

病原体の性状、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果により、府が実施する対策に基づき、対策を講ずる。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、強度の高いまん延防止対策を講じる。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を府に対して要請することを検討する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-2-2-3. 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、府が行う宿泊療養や自宅療養等の体制の確保に協力する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有して、感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染や重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講じる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスクや重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講じることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。(安心まちづくり室、健康福祉部、こども未来部、教育部)

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、対策を講じる。また、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

府と連携し、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部)

3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言への対応

まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言に伴う国の基本的対策方針及び府の実施する対策に基づき、必要な対策を講ずる。(全部局)

参考:まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言(国・京都府の対応)

国は、JIHS及び都道府県等と緊密に連携し、JIHS等から得られる科学的知見や都道府県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講じる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

【国・府の主な措置の判断事項】

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、国(府)民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、JIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、国(府)民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講じる。

(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記(2)と同様に措置を講じるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う国(府)民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講じる期間及び区域、業態等を検討する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを速やかに開発・製造し、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めることとしている。

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するための体制の整備等について、平時から必要な準備を行う。

2 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

以下の表を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(健康福祉部)

参考: 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】 <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿(アルコールフリー含む) <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計(接触・非接触) <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品(小児・成人) 代表的な物品を以下に示す。 ・AED、血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ※詳細は「新型インフルエンザ等住民接種実施計画」に定める	【医師・看護師用物品】 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(ラテックスフリーS・M・L) <input type="checkbox"/> ガウン(2色) <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷蔵庫・(冷凍庫) <input type="checkbox"/> (耐冷手袋等)
---	--

1-2. ワクチンの供給体制

1-2-1. ワクチンの流通に係る体制の整備

国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、ワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行うこととなっている。市は、ワクチンを供給するに当たっては、随時配送事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、個別接種の意向確認及びワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(健康福祉部)

1-3. 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合)

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者及び国家公務員・地方公務員の一部である。(総務部、健康福祉部)

1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知

国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進めるため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこととしており、市は、必要に応じて、これに協力する。(健康福祉部)

1-3-2. 登録事業者の登録

国は、関係省庁を通じて、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することとしており、市は、必要に応じて、これに協力する。(健康福祉部)

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理することとしている。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行うこととしている。

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練等を平時から行う。(健康福祉部)

1-4-2. 特定接種

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。このため市は、国の要請に応じて、市の職員を

含む特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉部)

- (2) 特定接種の対象となり得る市の職員については、所属する市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(総務部)

特定接種

【法的位置付】特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるとき、臨時に行われる予防接種。

【実施主体等】特定接種は、登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に従事している者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体として接種を実施し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村又は都道府県が実施主体として接種を実施する。

1-4-3. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、予防接種の対象者及び期間を定めるとともに、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理することとなっている。

国の整理を踏まえ、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制を構築するため、平時から以下の(1)から(3)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。(健康福祉部)

- (1) 国・府等の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(健康福祉部)

ア 住民接種については、厚生労働省及び府の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地区医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど、接種体制構築に向けた訓練等を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 市職員の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(中央体育館、住民センター、学校等、医療機関)及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国・府及び市町村間や、地区医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定

イ 高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、これらの者への接種体制を検討する。

住民接種

【法的位置付】新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、特措法第27条の二の規定に基づき、予防接種法第6条第3項の規定(臨時の予防接種)による予防接種
【実施主体等】市町村又は都道府県が接種を実施

参考:接種対象者の試算方法の考え方

(抜粋:予防接種(ワクチン)に関するガイドライン)

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口) 71,713人(R7.4.1)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7% 5,020人	B	
妊婦	母子健康手帳届出数 (R6年度)465人	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満) 3,377人	D	
乳児	人口統計(1歳未満) 439人	E1	
乳児保護者*	人口統計(1歳未満)×2 878人	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満) 9,316人	F	
高齢者	人口統計(65歳以上) 17,757人	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数 34,461人	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合その保護者を接種対象者として試算する。

ウ 医療従事者の確保について、接種方法(集団接種及び個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地区医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団接種いずれの場合も地区医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。

エ 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地区医師会等と委託契約を締結し、地区医師会等が運営を行うことも検討する。

参考:住民接種の実施の例(令和3~5年度の実施例)

【集団接種】

○直営:医師(地区医師会と委託契約)、看護師(会計年度任用職員)

※医師・看護師が不足の場合は京都府医師会及び京都府看護協会より派遣

○委託:医療機関(3病院と個別に委託契約)

【個別接種】

○委託:市内協力医療機関で実施(京都府知事と日本医師会との集合契約等)

- (2)円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(健康福祉部)
- (3)速やかに接種できるよう、地区医師会等の医療関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。なお、新型コロナウイルス感染症流行で経験した接種体制等を参考に、「新型インフルエンザ等住民接種実施計画」を策定する。(健康福祉部)

1-5. 情報提供・共有

府と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。(企画政策部、健康福祉部)

1-5-1. 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「VACCINE HESITANCY(ワクチン忌避)」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。(健康福祉部、こども未来部)

1-5-2. 市における対応

定期の予防接種の実施主体として、地区医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。(健康福祉部、こども未来部)

1-5-3. 学校・保育所等との連携

予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康推進課以外の部署、具体的には健康福祉部、こども未来部との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。また、児童生徒については、学校との連携が不可欠であり、健康福祉部は、教育部等との連携を進め、予防接種施策の推進に資する取組に努める。(健康福祉部、こども未来部、教育部)

1-6. DXの推進

- (1) 国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行うこととしており、市は、デジタル化を推進する。(総務部、健康福祉部、こども未来部)
- (2) 活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。(総務部、健康福祉部、こども未来部)
- (3) 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。(健康福祉部、こども未来部)
- (4) 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。(健康福祉部、こども未来部)

第2節 初動期

1 目的

初動期においては、準備期に計画した接種体制を速やかに構築し、予防接種の実施につなげる。

2 所要の対応

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

ワクチンの供給量や必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等に関する国からの情報提供を受け、第4章第1節2項1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(健康福祉部)

2-2. 接種体制

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康福祉部)

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する府及び市は、地区医師会等の協力を得て、その確保を図る。(健康福祉部)

2-2-2. 住民接種

- (1) 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理する健康管理システム等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(健康福祉部)
- (2) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、「新型インフルエンザ等ワクチン接種対策室」を設置し、全庁的な実施体制の確保を行う。(総務部、健康福祉部)
- (3) 「新型インフルエンザ等ワクチン接種対策室」は予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部局を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るために、保健師所属課の健康福祉部及びこども未来部等が連携し行うこと等が考えられる。
また、調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険課や障がい福祉課、社会福祉課が中心に取りまとめ、接種に係る地区医師会等の調整等は予防接種業務所管課(「新型インフルエンザ等ワクチン接種対策室」)と連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。(市民部、健康福祉部、こども未来部)

- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地区医師会等の協力を得て、その確保を図る。接種に携わる医療従事者の不足が見込まれる場合等においては、府に要請を行う。また、府は接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。(健康福祉部)
- (5) 接種が円滑に行われるよう、地区医師会、近隣地方公共団体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、中央体育館、住民センター、学校等、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、府においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。(市民部、健康福祉部、教育部、関係部局)
- (6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は府の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。(健康福祉部)
- (7) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。(健康福祉部)
- (8) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種では、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師1名(今後は薬剤師等も検討)を1チームとすることや予診票同意確認を担当する看護師1名、接種後の状態観察を担当する看護師1名、その他、入場誘導、予診票記入補助、検温、受付、記録確認、誘導・案内、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。また、事務職員の担当業務は外部委託も検討する。(健康福祉部)
- (9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際の救急処置用品について、あらかじめ地区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、適切な管理を行う。また、重篤な副反応が発生した場合、速やかに治療や搬送が行われるよう、あらかじめ、接種後の状態観察の看護師、予診医に対し、開始前に役割を確認する。搬送については、設営前に接種会場から安全に搬送する最短ルートを確認し、消防機関の協力を得ながら、接種会場近傍の二次医療機関等に搬送できるよう、適切な連携体制を確保する。(健康福祉部、消防本部)
- (10) アルコール綿、医療廃棄物容器等については、市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、地区医師会等から一定程度持参してもらう等、事前に検討を行う。また、あらかじめ取引のある医療資材会社と情報交換

を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的な必要物品としては、第4章1節2項1-1が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。(健康福祉部)

- (11) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、施錠するとともに、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について協議する。(健康福祉部)
- (12) 感染予防及び重複接種の観点から、会場の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。(健康福祉部)
- (13) 職域接種の実施形態については、厚生労働省が示す一定の回数以上の接種を実施することが可能な能力を有するものを対象とすることとし、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することなども可能とすることから、市は必要に応じて支援する。(健康福祉部)

参考:住民接種の実施体制(令和3~5年度の実施例)

<p>【予約・問合せ】コールセンターを保健センターに設置(委託)</p> <p>【予約受付方法】 コールセンター(集団接種)、WEB(集団接種)、市内医療機関(個別接種)</p> <p>【ワクチン配送】委託(コールセンターと同じ業者が受託)</p> <p>【実施体制】</p> <ul style="list-style-type: none">○個別接種 市内医療機関(通常医療がひっ迫するため、集団接種で一定の人数の接種が終了した段階から開始)○集団接種 病院に委託、市直営(コミュニティホール、中央体育館、多々羅キャンパス跡地) <p>※集団接種では中央体育館での体制が市民に迅速に接種できた。</p>

参考:住民接種会場(中央体育館運営例)

<p>【場所】中央体育館(2足制)、駐車場は多目的広場</p> <p>【対応人数】6レーン 接種時間午前2.5時間(650名)午後2.5時間(650名)※15分65人接種可</p> <p>【設置】委託(コールセンターと同じ委託先)</p> <p>【体制】</p> <ul style="list-style-type: none">入場ゾーン(送迎対応・来場整理・誘導・予診票記入補助)6名検温ゾーン(検温・予診票確認)6名受付ゾーン(予約確認・本人確認・必須書類確認・誘導)8名予診ゾーン(誘導)3名、(予診)医師6名同意ゾーン(誘導・同意・部位確認・不可対応)看護師1名、保健師(職員)1名

接種ゾーン(接種)4名(医師又は看護師)

※京田辺医師会又は府からの派遣医師・看護師
(接種介助)看護師8名(会計年度任用職員)

接種済証発行ゾーン(健康観察時間の記載・接種後の注意説明、ロット番号添付
・済証発行・誘導)7名

経過観察ゾーン(誘導・観察)4名、看護師3名

救護ゾーン(応急処置・観察・記録)医師2名(予診医兼務)

看護師2名(経過観察兼務)

(救急要請)1名(事務の統括)

第3節 対応期

1 目的

対応期においては、引き続きワクチンの接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえて関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うとともに、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(健康福祉部)
- (2) 厚生労働省からの要請を受けて、各市に割り当てられたワクチン量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(健康福祉部)
- (3) 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に不足や滞り又は余剰が生じた場合には、それらの問題を解消するために、府内や管内において地域間の融通等について、府に依頼する。(健康福祉部)
- (4) 厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を府に依頼する。(健康福祉部)

3-2. 接種体制

- (1) 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康福祉部)
- (2) 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国・府や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。(健康福祉部)
- (3) 大規模接種会場の設置等、市の接種体制を補完する取組について、必要に応じて府に要望する。(健康福祉部)

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合には、国と連携し、国が定めた運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務部、健康福祉部)

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

市は、国・府と連携して、接種体制の準備を行う。(健康福祉部)

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- (1) 準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康福祉部、こども未来部)
- (2) 接種状況等を踏まえ、市内病院の協力を得て、接種の実施会場の追加等を検討する。(健康福祉部)
- (3) 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(健康福祉部)
- (4) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(健康福祉部)
- (5) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討し、地区医師会に協力を依頼する。(健康福祉部)
- (6) 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険課等、地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康福祉部)

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- (1) 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国・府に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康福祉部)
- (2) コールセンターを設置し、電話又はWEBで予約できるよう、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、府に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康福祉部)
- (3) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知することが望ましい。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等によって接種機会を逸することのないよう対応する。(健康福祉部)
- (4) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することが望ましい。電子的に情

報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。
(企画政策部、健康福祉部)

3-2-2-4. 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険課や地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康福祉部)

3-2-2-5. 接種記録の管理

国・府及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康福祉部)

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

ワクチンの安全性に係る情報の収集に努め、予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見や海外の動向等の情報が国から提供された場合には、市民等への適切な情報提供・共有を行う。(健康福祉部、こども未来部)

3-3-2. 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、市は健康被害調査委員会を開催し、国の審査に必要な書類等不足が無い
か調査を行い、府を通じて国に進達する。国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。(健康福祉部)
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。(健康福祉部)
- (3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(健康福祉部)

3-4. 情報提供・共有

- (1) 予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取り方がなされ得る情報への対応を行う。また、基本的人権の尊重の観点から、接種の有無にかかわらず、差別的な扱いをしてはならないことについて、市民・事業者等に広く周知を図る。(市民部、健康福祉部、関係部局)

- (2) 市が実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国・府が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民等への周知・共有を行う。(健康福祉部)
- (3) 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。(健康福祉部)
- (4) パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(健康福祉部)

3-4-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(総務部、健康福祉部)

3-4-2. 住民接種に係る対応

- (1) 実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。(健康福祉部、こども未来部)
- (2) 特措法第27条の二に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。(健康福祉部)
 - ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- (3) これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。(健康福祉部)
 - ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - ウ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健等

第1節 準備期

1 目的

感染症有事には、保健所は感染症対策の実施、保健環境研究所等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

府等は、有事にその役割を果たすことができるよう、感染症の発生情報や医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築するとともに、地域の医療資源には限界があることを踏まえつつ、医療措置協定等を締結するなど感染症危機発生時に備えた体制や、感染症危機に対する人材育成、外部人材の活用も含めた人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等の準備を行う。

市は、府及び保健所と役割分担を明確にした上で、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、健康観察及び生活支援等、必要に応じて相互に応援を行うなど、緊密に連携する。

また、国及び府から情報収集した感染症に係る情報を関係者や市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

2 所要の対応

1-1. 人材の確保

府等は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、広域振興局・本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保することから、府から市に対する応援派遣要請があった場合は、市はこれに協力する。(市民部、健康福祉部、こども未来部)

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で、業務継続計画を策定する。

策定に当たっては、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から業務の整理・効率化を図る。(安心まちづくり室、健康福祉部)

1-3. 医療・検査体制の周知

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、市民に適切な医療を周知し、提供するために、平時から府と連携し、有事の際の発熱外来等の地域医療体制を把握する。

また、有事の際にも継続して休日における初期救急医療が提供できるよう地区医師会及び薬剤師会と体制について準備する。(健康福祉部)

1-4. 多様な主体との連携体制の構築

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所や府内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と、意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。(安心まちづくり室、健康福祉課)

1-5. 保健所の体制整備への協力

- (1) 府等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所の人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講じる。加えて、市町村の協力や外部委託の活用により健康観察を実施できるよう体制を整備することとしており、市はこれに協力する。(市民部、健康福祉部、こども未来部)
- (2) 府から要請があった場合、新型インフルエンザ等患者等に対して食事の提供等や健康観察等を実施するため、府が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、当該者に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報を共有する。その実施に当たって、必要な目的にのみ個人情報を共有する観点から、府と市との間で覚書を締結する。(健康福祉部)
- (3) 府・国等が活用するG-MISについて、平時から研修・訓練等により、活用方法を習得しておく。(安心まちづくり室、健康福祉課、消防本部)

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供することとしており、市は、府から提供されたこれらの情報を市民等に対して提供・共有する。(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (2) 国・府から提供された情報や媒体を活用しながら、市民等に対して情報提供・共有を行う。また、市民等への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置をはじめとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有体制を構築できるようにする。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (3) 感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (4) 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(安心まちづくり室、市民部、健康福祉部、関係部局)

- (5) 府と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(健康福祉部)

1-7. 高齢者施設等における感染対策

府は、高齢者・障害者施設、医療機関等、感染症の重症化リスクが高いと考えられる者が多く入所等している施設等の感染対策について、感染症専門医師(ICD)・感染症専門看護師(ICN)が、平時から助言、研修会の開催、必要に応じた現地指導等の支援を行うことができる体制を整備することから必要に応じて市はこれに協力する。(健康福祉部)

第2節 初動期

1 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、迅速に有事体制への移行準備を進めることが重要である。

保健所及び保健環境研究所等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- (1) 府等は、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び保健環境研究所等、速やかに検査体制を立ち上げることとしており、府から市に対する応援派遣要請があった場合は、市はこれに協力する。(市民部、健康福祉部、こども未来部)
- (2) 市行動計画に基づき、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、府と連携して感染症の情報収集に努める。(健康福祉部)
- (3) 府は、高齢者・障害者施設、医療機関等、感染症の重症化リスクが高いと考えられる者が多く入所等している施設等の感染対策について、平時に整備した体制により、助言や必要に応じた現地指導等の支援を実施することから必要に応じて市はこれに協力する。(健康福祉部)

2-2. 医療・検査体制の周知

府は、医療機関・関係団体等と連携して、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備し、医療機関や府民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

市は、府と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

また、有事の際にも継続して休日における初期救急医療が提供できるよう感染対策を強化し診療を行うなど地区医師会及び薬剤師会に協力を得る。(健康福祉部)

2-3. 市民等への情報提供・共有の開始

- (1) 府等は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受ける相談センターを整備し、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知することから、市は市民等への情報提供についてこれに協力する。(安心まちづくり室、企画政策部、健康福祉部)

- (2) 市等は、国・府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(安心まちづくり室、企画政策部、健康福祉部)

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、府・市及び関係機関が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民等の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえた柔軟な対応が可能となるようにする。

2 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- (1) 府等は、本庁、市町村、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、保健環境研究所等及び中丹西保健所の検査体制を速やかに立ち上げることから、府から市に対する応援派遣要請があった場合は、市はこれに協力する。(市民部、健康福祉部、こども未来部)
- (2) 府は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応を行うとともに、国、他の都道府県及び保健所設置市である京都市等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行うことから、市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民等の理解の増進を図るために必要な情報を府と共有する。(健康福祉部)
- (3) 府は、高齢者・障害者施設、医療機関等、感染症の重症化リスクが高いと考えられる者が多く入所等している施設等の感染対策について、引き続き、助言や必要に応じた現地指導等の支援を実施し、市はこれに協力する。(健康福祉部)

3-2 主な対応業務の実施

3-2-1. 相談体制の周知

府等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげることとしており、市はこれを広く周知する。(健康福祉部)

3-2-2. 医療・検査体制の周知

- (1) 府は、初動期に引き続き、自ら収集・分析した、又は国やJIHSから提供された、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状、診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、医療機関、消防機関、高齢者施設等、市町村、府民等に迅速に提供・共有を行うこととし、市はこれに協力する。市は府と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター

及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について、市民等に周知する。また、継続して休日における初期救急医療が提供できるよう感染対策を強化し診療を行うなど地区医師会及び薬剤師会に協力を得る。(健康福祉部)

- (2) 府は、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期には国の要請に応じて、協定に基づき措置を講じる協定締結医療機関を減らす、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期については、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するなど、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するため、市は、府と協力して、市民等への周知を行う。(健康福祉部)

3-2-3. 検査・サーベイランス

- (1) 国は、府等及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直すこととしており、市はこれらの情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。(健康福祉部)

3-2-4. 健康観察及び生活支援への協力

- (1) 府等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、市町村の協力や外部委託の活用により、定められた期間の健康観察を行うこととしており、市はこれに協力する。(市民部、健康福祉部・こども未来部)
- (2) 府等は、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市と共有し、市と協力して、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の貸与又は支給に努めることとしており、市はこれに協力する。(健康福祉部)

3-2-5. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時の行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部)
- (2) 高齢者、こども、日本語を母国語としない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等、情報共有に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、府と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-2-6. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

有事の体制等の段階的な縮小について、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等で

の対応の縮小について、府と連携し、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部)

第6章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、有事の際に、医療、検査及びワクチン接種等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため市は、府と連携して、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 市行動計画又は業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)
- (2) 市は、個人防護具について国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて初動1か月分を備蓄し、管理する。(健康福祉部)

国が定める備蓄品目【※新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(抜粋)】

項目	予定数量
N95マスク(DS2マスク)※	500枚
サージカルマスク※	180,000枚
フェイスシールド(ゴーグル等での代替も可能)※	ゴーグル30個 フェイスシールド1,100枚
キャップ	200枚
シューズカバー	400枚(200人分)
非滅菌手袋※	4,000双(2,000人分)
アイソレーションガウン※(プラスチックガウンも含む)	1,000枚
防護衣セット(S・M・L)	S25枚・M50枚・L25
手指消毒薬/アルコール	各300本
逆性石鹼	40本
次亜塩素酸ナトリウム	4本
ペーパータオル	150個
パルスオキシメーター	15個

- (3) 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(安心まちづくり室、健康福祉部、消防本部)

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査及びワクチン接種等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

市は、府と連携して、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備を行う。

2 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(健康福祉部)

2-2. 不足物資の供給等

府は、協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関等に対し、府の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行うこととしているため、必要に応じて市はこれに協力する。(健康福祉部)

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査及びワクチン接種等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、府と連携して、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた対応を行う。

2 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(健康福祉部)

3-2. 不足物資の供給等

市は、必要な物資及び資材が不足するときは、国・府に必要な対応を要請する。(健康福祉部)

府は、協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関等に対し、府の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行うことから必要に応じて市はこれに協力する。(健康福祉部)

3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、府と連携し、各関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力する。(健康福祉部)

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

府と連携し、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、府及び関係機関との連携や部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(全部局)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

国・府と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1. 事業継続計画の策定の勧奨及び支援

府と連携し、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の事業継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

国・府と連携し、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

1-4. 物資及び資材の備蓄

- (1) 市行動計画等に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

(2) 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続について検討する。(健康福祉部)

1-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

府・関係市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(安心まちづくり室、市民部、健康福祉部、経済環境部)

第2節 初動期

1 目的

府と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請への対応

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて、府が要請する事業者に対する従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備について共有し、必要に応じ、市の対策に反映するとともに、これに協力する。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の安定供給等について情報を発信し、購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(関係部局)

2-3. 遺体の火葬・安置

府・関係市町村と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備に努める。(安心まちづくり室、市民部、健康福祉部、経済環境部)

第3節 対応期

1 目的

準備期での対応を基に、地域の状況を踏まえ、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

2 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

- (1) 市民等に対し、生活関連物資等の安定供給等について情報を発信し、購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(関係部局)
- (2) 必要に応じ、府に対し、必要な物資等の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。(特措法50条) (安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-1-2. 心身への影響に関する施策

府と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じる。(健康福祉部、関係部局)

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

国が市に対し要請する高齢者、障がいのある人等の要配慮者等に必要に応じ行う生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し対応する。(健康福祉部、関係部局)

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業等がなされた場合は、府と連携し、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(教育部)

3-1-5. サービス水準に係る市民への周知

府と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-1-6. 犯罪の予防

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進する。(安心まちづくり室、経済環境部)

3-1-7. 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 国・府と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、状況を把握するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の働きかけ等を行う。(関係部局)
- (2) 国・府と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)
- (3) 国・府と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画等に基づき、適切な措置を講じる。(関係部局)
- (4) 国・府と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。(関係部局)

3-1-8. 埋葬・火葬の特例等

- (1) 府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう措置を講ずる。(経済環境部)
- (2) 府・関係市町村と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保・拡充するとともに遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(安心まちづくり室、市民部、健康福祉部、経済環境部)
- (3) 府・関係市町村と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(安心まちづくり室、市民部、健康福祉部、経済環境部)
- (4) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、必要に応じ、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(安心まちづくり室、市民部、経済環境部)

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

国・府と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。(関係部局)

3-3. 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 市民生活及び社会経済活動の安定の確保に関する行政機能の維持

市民生活や事業者の事業継続に関連する行政窓口の継続、ごみ収集等生活に直結する事業の継続等、また、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(安心まちづくり室、健康福祉部、関係部局)

3-3-2. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

新型インフルエンザ等緊急事態において、中小企業等の経営の安定に必要と考えられる場合に、府が、金融機関等に対し要請する「特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置」について、共有し、必要に応じ、協力する。(経済環境部)

3-3-3. 雇用への影響に関する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、府が行う雇用に関する支援について共有し、必要に応じ、協力する。(関係部局)

3-3-4. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

国・府と連携し、必要に応じ、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。(関係部局)

発生段階の国・府・市の体制

対応区分	状況		国 (政府)	京都府	京田辺市
	期に応じた対策方針	感染状況			
準備期	予防・事前準備	未発生	対策推進会議 (常設)	対策推進会議 (常設)	情報連絡会議 (必要に応じ)
初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性探知～政府対策本部が設置・基本的対処方針決定・実行まで (A)	国内外で発生の疑い	関係省庁対策会議等の開催	対策推進会議等の開催	情報連絡会議の設置・開催等
		国内で発生確認	初動対処(対応)方針決定		
対応期	封じ込め (B)	感染拡大	対策本部設置 (特措法第15条)	対策本部設置 (特措法第22条)	対策本部設置 (任意設置)
	病原体の性状等に応じて対応(C-1)		市内で感染が発生		
	ワクチン等により対応力向上(C-2)		緊急事態宣言 (特措法第32条)	まん延防止等重点措置 (特措法第31条六)	対策本部設置 (特措法第34条の設置へ移行)
	特措法によらない基本的感染症対策(D)		緊急事態宣言終了	対策本部廃止 (特措法第21条)	対策本部設置 (任意設置へ移行)
		感染小康状態	対策本部廃止 (特措法第25条)		

段階別業務（主な取り組み）

区分	準備期	初動期		対応期		備考	
		感染症の急速なまん延及びその可能性探知～政府対策本部が設置・基本的対処方針決定・実行まで（A）	封じ込め（B）	病原体の性状等に応じて対応（C-1）	ワクチン等により対応力向上（C-2）		特措法によらない基本的感染対策（D）
国・府の体制	国（政府）	<ul style="list-style-type: none"> ○国全体の体制の整備 ○地方自治体の対策支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練 ○行動計画に基づく、体制整備 ○対策推進会議（常設） ○基本的対処方針決定 ○関係機関との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係省庁対策会議等⇒指定感染症指定等 ○対策推進会議⇒対策本部設置 ○国際的連携体制強化 ○国際の連携体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的対策方針に基づく対策の実施（随時変更） ○総合調整○現地対策本部設置○職員派遣・応援対応○財政措置 ○まん延防止等重点措置・緊急事態宣言の検討・実施 ○ワクチン（予防接種）・医療・治療（薬）・検査態勢の整備・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的対処方針 ○対策本部廃止 	
	京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○対策の措置の実施主体 	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練 ○行動計画に基づく、体制整備 ○対策推進会議（常設） ○関係機関との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策推進会議⇒対策本部設置 ○体制強化（府・関係機関） ○予算確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の基本的対策方針に基づく対策の実施 ○総合調整○職員派遣・応援対応○財政措置 ○まん延防止等重点措置・緊急事態宣言の検討・実施 ○ワクチン（予防接種）・医療・治療（薬）・検査態勢の整備・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部廃止 	
京田辺市	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市の体制に基づき実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡会議設置（必要に応じ） ○訓練の実施 ○行動計画の作成・計画に基づく準備 ○関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡会議⇒対策本部設置 ○予算の確保 <p style="text-align: center;">定期・随時の対策本部会議の実施（情報共有・対応方針の決定等）</p> <p style="text-align: center;">残予算活用・補正予算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国の基本的対策方針及び府の対策に基づく対策の実施（まん延防止等重点措置・緊急事態宣言） ○総合調整○職員派遣・応援対応○予算・財政措置 <p style="text-align: center;">当社予算・補正予算・・・国の財政措置、起債等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部廃止 	
	情報提供・共有・リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・分析、サーベイランス ○感染症に関する情報共有及び啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・分析、サーベイランス体制の整備 ○市民等への情報提供・共有 ○偏見・差別等に関する啓発 ○偽情報に関する啓発 ○情報共有体制の整備 ○双方向コミュニケーション体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・分析、サーベイランス実施 ○迅速・一体的な情報提供・共有（相談窓口設置・HP開設、外国人・視聴覚等不自由者への配慮） ○双方向コミュニケーションの実施 ○偏見・差別・偽情報に関する啓発 ○双方向コミュニケーションの実施 ○偏見・差別・偽情報に関する啓発 <p style="text-align: center;">広報（周知）体制確立</p> <p style="text-align: center;">相談窓口（コールセンター）の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・分析、サーベイランスの継続・見直し ○迅速・一体的な情報提供・共有（窓口の設置・HP開設、外国人・視聴覚等不自由者への配慮） ○双方向コミュニケーションの実施 ○偏見・差別・偽情報に関する啓発 ○リスク評価に基づく方針の決定・見直し <p style="text-align: center;">各種広報手段により周知（記者会見、HP、広報誌等）</p> <p style="text-align: center;">相談窓口（コールセンター）の設置（必要に応じ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平時への移行に伴う双方コミュニケーションによる丁寧な説明 ○広報体制の順次の縮小 	
	まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○国・府の対策に基づき、対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策強化に向けた理解や準備（市民、学校、事業者、公共交通機関等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内でのまん延防止対策の準備 ○患者・濃厚接触者等への対応 ○施設・機関・団体への対応 <p style="text-align: center;">①府指針の市民への周知</p> <p style="text-align: center;">②府指針に基づく各種対応検討</p> <p style="text-align: center;">○庁内体制○市管理施設</p> <p style="text-align: center;">○市の事業○学校等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国・府の対策（要請）を市民に周知するとともに対策に反映 ○患者・濃厚接触者への対応（入院勧告等、外出自粛） ○患者・濃厚接触者以外の住民への対応（外出自粛、都道府県間の移動自粛） ○事業者や学校等への対応（営業時間変更・休業、テレワーク等） ○時期に応じた対策の強化：まん延防止等重点措置・緊急事態宣言等への対応 <p style="text-align: center;">【封じ込めを念頭に対応】⇒【病原体の性状等に応じて対応】⇒【ワクチン等により対応力向上】</p> <p style="text-align: center;">国の基本的対処方針及び府の対策に基づき、各種対策の実施・市民への周知</p> <p style="text-align: center;">○庁内体制○市管理施設○市の事業○学校等○予防接種 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの対策の評価・改善 	
	ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ○国・府の指針に基づき、ワクチン接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種の必要資材準備 ○ワクチン供給体制整備 ○登録事業者登録の周知・協力 ○接種体制構築（特定・住民） ○情報提供・共有 ○住民対応 ○医師会等との連携 ○DX推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○接種体制の構築 ⇒ワクチン接種対策室設置 ○ワクチン接種の必要資材確保 ○特定接種・住民接種体制の準備 <p style="text-align: center;">○情報収集（ワクチン等）</p> <p style="text-align: center;">○国・府と調整・協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種の必要資材供給 ○接種の実施：特定接種、住民接種（準備⇒体制整備⇒情報提供・共有⇒体制拡充⇒記録管理） ○副反応対応（ワクチンの安全性の情報収集・提供、健康被害の救済） ○情報提供・共有 <p style="text-align: center;">【予防接種の実施準備】</p> <p style="text-align: center;">○開場 ○医療関係○資材</p> <p style="text-align: center;">○コールセンター（予約等）</p> <p style="text-align: center;">【予防接種の実施】</p> <p style="text-align: center;">○特定接種○集団接種○個別接種等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国の基準に基づく、接種に移行 	
保健等	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所との連携 ○情報提供・共有・リスクコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○人材確保 ○業務継続計画等体制整備 ○医療・検査体制の周知 ○多様な主体との連携体制 ○保健所の体制整備協力 ○情報提供・共有・リスクコミュニケーション ○高齢者施設等に対する感染対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所等の有事体制移行への協力 ○医療・検査体制の周知 ○市民等への情報提供・共有の開始 <p style="text-align: center;">○府（保健所）との連携体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所等の有事体制移行への協力 ○相談体制の周知 ○医療・検査体制の周知 ○情報提供・共有・リスクコミュニケーション○健康観察・生活支援 <p style="text-align: center;">○府（保健所）との連携・協力：情報共有、保健師派遣等の各種支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通常体制へ移行 		
物資	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ○不足物資の供給等 ○備蓄物資等の供給に関する相互協力 ○感染症関連物資の確認（定期・出入の都度） ○要請等に基づく、提供（医療・福祉等） ○随時の補充による在庫数の維持 		<ul style="list-style-type: none"> ○物資の補充・更新継続 		
市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・共有 ○市民生活・社会経済活動の安定確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有体制の整備 ○支援実施に係る体制整備 ○業務継続に向けた準備 ○物資・資材の備蓄 ○生活支援等の準備 ○火葬能力等の把握・体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務（事業）継続 ○市民生活・社会経済活動の安定の確保【生活関連物資の安定供給、心身への影響、生活支援者、教育継続、サービス水準、犯罪、価格安定、埋葬・火葬、事業者支援、水道水供給に関する措置、融資・雇用】 <p style="text-align: center;">○情報収集・分析：市民生活・社会経済活動</p> <p style="text-align: center;">○各種施策の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種施策の実施（国・府と連携）：市民生活・社会経済安定 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常体制へ移行必要に応じ、支援等継続 		

【庁内各部署の主な業務分掌】

・各部署共通の主な役割

各部署共通	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務継続計画及び部署別対応マニュアルの作成に関する事 ② 部署内の配備、動員、構成に関する事 ③ 部署に関する情報の収集、調査及び報告に関する事 ④ 部署に関連する市民広報、広聴に関する事 ⑤ 部署の関係機関、団体との連絡、調整及び応援要請に関する事 ⑥ 部署に属する施設の使用等及び行事・催事等の中止に関する事 ⑦ 所管施設の利用制限、閉鎖、臨時休業等に関する事 ⑧ 他部署への応援
-------	---

・各部署個別の主な役割

安心まちづくり室	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等対策関連会議及び対策本部の設置・運営・閉鎖に関する事 ② 会議及び本部の事務局及び庶務に関する事 ③ 要員の動員配置に関する事 ④ 京都府、近隣市町村及び協定市並びに関係機関への緊急連絡に関する事 ⑤ 全体の情報収集、整理・伝達に関する事 ⑥ 市の業務継続計画の取りまとめに関する事 ⑦ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定・見直しに関する事
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 報道機関との連絡調整、情報提供に関する事 ② 市全体の広報（記者会見等）に関する事 ③ 本部長に関する庶務に関する事
総務部 監査委員事務局 出納室	<ul style="list-style-type: none"> ① 車両の確保に関する事 ② 新型インフルエンザ等対策に必要な予算に関する事 ③ 職員の勤務・健康管理（罹患状況）・感染防止策（特定接種等）及び公務災害補償に関する事
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ① 電話相談窓口案内に関する事 ② 区、自治会等との連携に関する事 ③ 外国人への新型インフルエンザ等の情報提供に関する事 ④ 同志社との連携に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等対策に関する相談窓口の設置に関する事 ② 要援護者への生活支援に関する事 ③ 新型インフルエンザ等在宅患者（社会的弱者）への支援（見回り、介護、食事提供、訪問診療等）に関する事 ④ 要援護者に対する情報提供に関する事 ⑤ 遺体の措置及び一時的遺体安置所に関する事 ⑥ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定・見直しに関する事 ⑦ 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供に関する事 ⑧ 帰国者・接触者相談センターに関する事 ⑨ 特定接種、住民接種（臨時接種）等予防接種の実施に関する事 ⑩ 保健師の運用に関する事 ⑪ 国・府（保健所）・他市町との連絡調整に関する事 ⑫ 医師会・関係医療機関・社会福祉団体との連絡調整に関する事
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ① 市立保育所等の臨時休業及び休業時の園児の保育支援等に関する事 ② 市立保育所等の感染状況の監視・調査に関する事

建設部	① 所管施設、道路等の使用に関すること ② 市内の公共交通に関すること
経済環境部 農業委員会	① 事業者の事業活動等の継続又は自粛に関すること ② 事業者の職場での感染防止策等に関すること ③ 観光客に対する情報提供に関すること ④ 小康期等における事業者支援の相談窓口に関すること ⑤ ごみ収集の維持に関すること ⑥ 火葬場の処理能力の把握や稼働時間等の拡大等に関すること ⑦ 消毒作業に関すること
議会事務局	① 議員への報告・連絡、意見集約 ※ 議会については、京田辺市議会BCPにより対応
教育部	① 公民館、体育館への一時遺体安置所の設置に関すること ② 市立学校の臨時休業及び休業時の児童の応急教育に関すること ③ 学童・保護者の電話相談窓口に関すること ④ 学校内の感染状況の監視・調査に関すること
上下水道部	① 上下水道の機能維持に関すること
消防本部	① 救急隊員等搬送従事者の个人防护具等の予算措置・備蓄に関すること ② 患者の市内発生を想定した訓練に関すること ③ 医療機関、警察その他関係機関との連絡調整に関すること

庁内各部署の項目別担当区分

章	対応内容		安心まちづくり室	企画政策部	総務部	市民部	健康福祉部	こども未来部	建設部	経済環境部	出納室	議会事務局	教育委員会事務局	農業委員会事務局	上下水道部	消防本部	監査委員事務局	関係部局	
	節	節以下																	
1. 実施体制	1 準備	1 実践的な訓練の実施	○				○											○	
	1 準備	2 行動計画等の作成や体制整備・強化	○				○											○	
	1 準備	3 関係機関との連携の強化	○				○											○	
	2 初動	1 新型インフルエンザ等の発生を把握した場合の措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 初動	2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 初動	3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	1 基本となる実施体制のあり方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	1 1 対策の実施体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	1 2 市による総合調整	○				○												
	3 対応	1 3 職員の派遣・応援要請等	○				○												
	3 対応	1 4 必要な財政措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 対応	2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 対応	2 1 まん延防止等重点措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 対応	2 2 緊急事態宣言	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 対応	3 特措法によらない基本的感染対策に移行する時期の体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 対応	3 1 対策本部の廃止	○				○												
2. 情報提供・共有、コミュニケーション	1 準備	1 情報収集・分析、サーベイランス	○				○											○	
	1 準備	2 新型インフルエンザ等発生前における市民等への情報提供・共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1 準備	2 1 感染症に関する情報提供・共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1 準備	2 2 偏見・差別等に関する啓発	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1 準備	2 3 偽・誤情報に関する啓発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1 準備	3 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1 準備	3 1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1 準備	3 2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 初動	1 情報収集・分析、サーベイランス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 初動	2 迅速かつ一体的な情報提供・共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 初動	3 双方向のコミュニケーションの実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 初動	4 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	1 情報収集・分析、サーベイランス	○				○												
	3 対応	2 基本的方針	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	2 1 迅速かつ一体的な情報提供・共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	2 2 双方向のコミュニケーションの実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 対応	2 3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3 対応	3 リスク評価に基づく方針の決定・見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3 対応	3 1 封じ込めを念頭に対応する時期	○				○													
3 対応	3 2 病原体の性状等に応じて対応する時期	○				○													
3 対応	3 2 1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3 対応	3 2 2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3 対応	3 3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3. まん延防止	1 準備	1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 初動	1 市内でのまん延防止対策の準備	○				○												
	3 対応	1 まん延防止対策の内容	○				○												
	3 対応	1 1 患者や濃厚接触者への対応	○				○												
	3 対応	1 2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等への対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	1 2 1 外出等に係る要請等への対応	○				○												
	3 対応	1 2 2 基本的な感染対策に係る要請等への対応	○				○												
	3 対応	1 3 事業者や学校等に対する要請への対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	1 3 1 営業時間の変更や休業要請等への対応	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	1 3 2 まん延防止のための措置の要請への対応	○				○												
	3 対応	1 3 3 その他の事業者に対する要請への対応	○				○												
	3 対応	1 3 4 学級閉鎖・休校等の要請への対応	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	1 4 公共交通機関に対する要請等への対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	1 4 1 基本的な感染対策に係る要請等	○				○			○									
	3 対応	2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 対応	2 1 封じ込めを念頭に対応する時期	○				○												
3 対応	2 2 病原体の性状等に応じて対応する時期	○				○													
3 対応	2 2 1 病原性及び感染性がいずれも高い場合	○				○													
3 対応	2 2 2 病原性が高く、感染性が高い場合	○				○													
3 対応	2 2 3 病原性が高くなく、感染性が高い場合	○				○													
3 対応	2 2 4 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3 対応	2 3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	○				○													
3 対応	2 4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3 対応	3 まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

章	対応内容		安心まちづくり室	企画政策部	総務部	市民部	健康福祉部	こども未来部	建設部	経済環境部	出納室	議会事務局	教育部	農業委員会事務局	上下水道部	消防本部	監査委員事務局	関係部局	
	節	節以下																	
4. ワクチン	1 準備	1 ワクチンの接種に必要な資材					○												
	1 準備	2 ワクチンの供給体制	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	1 準備	2 1 ワクチンの流通に係る体制の整備					○												
	1 準備	3 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）			○		○												
	1 準備	3 1 登録事業者の登録に係る周知					○												
	1 準備	3 2 登録事業者の登録					○												
	1 準備	4 接種体制の構築	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	1 準備	4 1 接種体制						○											
	1 準備	4 2 特定接種			○		○												
	1 準備	4 3 住民接種						○											
	1 準備	5 情報提供・共有			○		○												
	1 準備	5 1 住民への対応						○	○										
	1 準備	5 2 市における対応						○	○										
	1 準備	5 3 学校・保育所等との連携						○	○					○					
	1 準備	6 DXの推進				○		○	○										
	2 初動	1 ワクチンの接種に必要な資材						○											
	2 初動	2 接種体制						○											
	2 初動	2 1 特定接種						○											
	2 初動	2 2 住民接種					○	○	○								○		○
	3 対応	1 ワクチンや必要な資材の供給						○											
	3 対応	2 接種体制						○											
	3 対応	2 1 特定接種	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3 対応	2 1 1 地方公務員に対する特定接種の実施						○	○										
	3 対応	2 2 住民接種	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3 対応	2 2 1 予防接種の準備							○										
	3 対応	2 2 2 予防接種体制の構築							○	○									
	3 対応	2 2 3 接種に関する情報提供・共有					○		○										
	3 対応	2 2 4 接種体制の拡充							○										
	3 対応	2 2 5 接種記録の管理							○										
	3 対応	3 副反応疑い報告等	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3 対応	3 1 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供							○	○									
	3 対応	3 2 健康被害救済							○										
	3 対応	4 情報提供・共有							○	○									○
3 対応	4 1 特定接種に係る対応							○	○										
3 対応	4 2 住民接種に係る対応							○	○										
5. 保健等	1 準備	1 人材の確保					○	○	○										
	1 準備	2 業務継続計画を含む体制の整備		○				○											
	1 準備	3 医療・検査体制の周知						○											
	1 準備	4 多様な主体との連携体制の構築		○				○											
	1 準備	5 保健所の体制整備への協力		○			○	○	○							○			
	1 準備	6 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション		○			○	○										○	
	1 準備	7 高齢者施設等における感染対策						○											
	2 初動	1 有事体制への移行準備						○	○	○									
	2 初動	2 医療・検査体制の周知						○											
	2 初動	3 市民等への情報提供・共有の開始		○	○			○											
	3 対応	1 有事体制への移行							○	○									
	3 対応	2 主な対応業務の実施	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3 対応	2 1 相談体制の周知							○										
	3 対応	2 2 医療・検査体制の周知							○										
3 対応	2 3 検査・サーベイランス							○											
3 対応	2 4 健康観察及び生活支援への協力							○	○	○									
3 対応	2 5 情報提供・共有、リスクコミュニケーション		○				○	○										○	
3 対応	2 6 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期		○				○	○											
6. 物資	1 準備	1 感染症対策物資等の備蓄等		○				○									○	○	
	2 初動	1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認						○											
	2 初動	2 不足物資の供給等						○											
	3 対応	1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認						○											
	3 対応	2 不足物資の供給等						○											
3 対応	3 備蓄物資等の供給に関する相互協力						○												

章	対 応 内 容		安	企	総	健	こ	建	経	出	議	農	上	監	関	
	節	節以下	心	画	務	康	ども	設	済	納	会	業	下	査	係	
			ま	政	部	福	未	部	環	室	事	委	水	委	部	
			ち	策	市	社	来	部	境		務	員	道	員	局	
			づ	部	民	部	部		部		局	会	部	本		
			り		部							事	部	部		
			室									務				
												局				
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	1 準備	1 情報共有体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1 準備	2 支援の実施に係る仕組みの整備	○			○									○	
	1 準備	3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	1 準備	3 1 事業継続計画の策定の助奨及び支援	○			○										○
	1 準備	3 2 柔軟な勤務形態等の導入準備の助奨	○			○										○
	1 準備	4 物資及び資材の備蓄	○			○										○
	1 準備	5 生活支援を要する者への支援等の準備				○										
	1 準備	6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備	○			○			○							
	2 初動	1 事業継続に向けた準備等の要請への対応	○			○										○
	2 初動	2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け														○
	2 初動	3 遺体の火葬・安置	○			○			○							
	3 対応	1 市民生活の安定の確保を対象とした対応	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3 対応	1 1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け	○			○										○
	3 対応	1 2 心身への影響に関する施策				○										○
	3 対応	1 3 生活支援を要する者への支援				○										○
	3 対応	1 4 教育及び学びの継続に関する支援										○				
	3 対応	1 5 サービス水準に係る市民への周知	○			○										○
	3 対応	1 6 犯罪の予防	○						○							
	3 対応	1 7 生活関連物資等の価格の安定等								○						○
	3 対応	1 8 埋葬・火葬の特例等	○			○			○							
	3 対応	2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3 対応	2 1 事業者に対する支援														○
	3 対応	3 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3 対応	3 1 市民生活及び社会経済活動の安定の確保に関する行政機能の維持	○			○										○
	3 対応	3 2 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資							○							
	3 対応	3 3 雇用への影響に関する支援														○
	3 対応	3 4 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援														○

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム(G-MIS)	G-MIS(GATHERING MEDICAL INFORMATION SYSTEMの略)は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
保健医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための医療計画。府においては、健康増進法に定める健康増進計画等と一本化し、保健医療計画として策定
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
患者	<p>新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者</p> <p>【無症状病原体保有者】 感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。</p>
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症サーベイランスシステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	府行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織
帰国者等	帰国者及び入国者

用語	内容
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。
業務(事業)継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
国立健康危機管理研究機構(JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。 【統括庁】 内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHSから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。

用語	内容
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階から本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査 【無症状病原体保有者】 感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口

用語	内容
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと
都道府県等	都道府県、保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)及び特別区
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器 【酸素飽和度】 血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

用語	内容
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
EBPM	エビデンスに基づく政策立案(EVIDENCE-BASED POLICY MAKING)の略。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組
IHEAT要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと
PDCA	PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

○感染症法の対象となる感染症の定義・類型

類 型	定 義
一類	感染力及びり患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
二類	感染力及びり患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
三類	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症
四類	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
五類	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	<p>【新型インフルエンザ感染症】 新たに人から人に伝染する能力を有するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症</p> <p>【再興型インフルエンザ】 かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症</p> <p>【新型コロナウイルス感染症】 新たに人から人に伝染する能力を有するコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症</p> <p>【再興型コロナウイルス感染症】 かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症</p>
指定感染症	既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症 ※政令で指定(延長含め最長2年)
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症

【 關係法令 】

○京田辺市新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成 25 年 6 月 28 日条例第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、京田辺市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策本部副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)

(平成二十四年法律第三十一号)

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- 2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
- 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
- 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(政府行動計画の作成及び公表等)

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2～4 (略)

- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第七十条の二の二の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かなければならない。

6～8 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(基本的対処方針)

- 第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
 - 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
 - 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項
 - 3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。
 - 4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、第七十条の二の二の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
 - 5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(住民に対する予防接種の対象者等)

第二十七条の二 政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第三項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第三項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条第三項において「特定接種」という。）及び第一項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法（第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七条、第八条、第九条の三及び第九条の四中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行

う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「定期の予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。

- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「定期の予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「定期の予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」とする。

（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）

第三十一条の六 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

2 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

4 政府対策本部長は、第一項の規定による公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、同項に規定する事態が終了した旨を公示するものとする。

5 政府対策本部長は、第一項又は第三項の規定による公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

6 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請することができる。

(感染を防止するための協力要請等)

第三十一条の八 都道府県（その区域の全部又は一部が第三十一条の六第一項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）内にある都道府県に限る。）の知事（以下この条において「都道府県知事」という。）は、同項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

2 都道府県知事は、第三十一条の六第一項に規定する事態において、当該都道府県の住民に対し、前項の当該都道府県知事が定める期間及び区域において同項の規定による要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所のみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

3～5（略）

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲

げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

（政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示）

第三十三条 新型インフルエンザ等緊急事態における第二十条第三項の規定の適用については、同項中「国立健康危機管理研究機構」とあるのは、「指定公共機関」とする。

- 2 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（市町村対策本部の組織）

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 副市町村長
 - 二 市町村教育委員会の教育長
 - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
 - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求等)

第三十八条 その区域の全部若しくは一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村（以下「特定市町村」という。）又は特定市町村の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）についての第二十六条の三から第二十六条の七までの規定の適用については、第二十六条の三の前の見出し及び第二十六条の五中「他の地方公共団体の長」とあるのは「他の地方公共団体の長等」と、第二十六条の三第一項中「都道府県知事は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定都道府県の知事その他の執行機関（以下「特定都道府県知事等」という。）は」と、「他の都道府県知事」とあるのは「他の都道府県知事等」と、同条第二項中「市町村長は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定市町村の長その他の執行機関（以下「特定市町村長等」という。）は」と、「他の市町村長」とあるのは「他の市町村の長その他の執行機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「特定都道府県知事等又は特定市町村長等」と、「とする」とあるのは「とする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする」と、第二十六条の四から第二十六条の七までの規定中「市町村長」とあるのは「特定市町村長等」と、第二十六条の四中「知事に」とあるのは「知事その他の執行機関に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等」と、第二十六条の五中「市町村は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定市町村は」と、第二十六条の六第一項及び第二十六条の七中「都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事等」と、第二十六条の六第一項中「又は指定地方行政機関の長」とあるのは「若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）をいう。次条において同じ。）」と、「又は当該指定地方行政機関の職員」とあるのは「若しくは当該指定地方行政機関又は当該特定指定公共機関の職員」と、同条第二項中「知事」とあるのは「知事その他の執行機関」と、第二十六条の七中「地方公共団体の長並びに」とあるのは「地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び」とする。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により読み替えて適用する第二十六条の六第一項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(抜粋)

(平成二十五年政令第百二十二号)

(重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置)

第五条の五 法第三十一条の八第一項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- 二 当該者が事業を行う場所への入場（以下この条において単に「入場」という。）をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導
- 三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 四 手指の消毒設備の設置
- 五 当該者が事業を行う場所の消毒
- 六 入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知
- 七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止
- 八 前各号に掲げるもののほか、法第三十一条の六第一項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

(新型インフルエンザ等緊急事態の要件)

第六条 法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、都道府県における感染症患者等の発生の状況、感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、一の都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等の感染が拡大し、又はまん延していると認められる場合であって、当該感染の拡大又はまん延により医療の提供に支障が生じている都道府県があると認められるときに該当することとする。

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十四号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設

- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 五 集会場又は公会堂
 - 六 展示場
 - 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具をいう。第十四条第三号において同じ。）その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
 - 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
 - 九 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
 - 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（第十一号に該当するものを除く。）
 - 十五 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第十五号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

○予防接種法(抜粋)

(昭和二十三年法律第六十八号)

(臨時に行う予防接種)

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、A類疾病のうち当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。

4 市町村長が前二項の規定による予防接種を行う場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抜粋)

(平成十年法律第百十四号)

(定義等)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 エボラ出血熱
- 二 クリミア・コンゴ出血熱
- 三 痘そう
- 四 南米出血熱
- 五 ペスト
- 六 マールブルグ病
- 七 ラッサ熱

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 急性灰白髄炎
- 二 結核
- 三 ジフテリア
- 四 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 五 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
- 六 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症（第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。第六項第一号及び第二十五項第一号において同じ。）の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。第五項第七号において「特定鳥インフルエンザ」という。）

4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 コレラ
- 二 細菌性赤痢
- 三 腸管出血性大腸菌感染症
- 四 腸チフス
- 五 パラチフス

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 E型肝炎
- 二 A型肝炎

- 三 黄熱
- 四 Q熱
- 五 狂犬病
- 六 炭疽
- 七 鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）
- 八 ボツリヌス症
- 九 マラリア
- 十 野兎病

十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
- 二 ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）
- 三 クリプトスポリジウム症
- 四 後天性免疫不全症候群
- 五 性器クラミジア感染症
- 六 梅毒
- 七 麻しん
- 八 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なま

ん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

四 再興型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行した新型コロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

10 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。

11 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

12 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。

13 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

14 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

15 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

16 この法律において「第一種協定指定医療機関」とは、第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第一号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所をいう。

- 17 この法律において「第二種協定指定医療機関」とは、第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第二号又は第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（第三十六条の二第一項第二号又は第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき、第四十四条の三の二第一項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。次項、第三十八条第二項、第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項及び第五十条の四第一項において同じ。）又は薬局をいう。
- 18 この法律において「結核指定医療機関」とは、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局をいう。
- 19 この法律において「病原体等」とは、感染症の病原体及び毒素をいう。
- 20 この法律において「毒素」とは、感染症の病原体によって産生される物質であって、人の生体内に入った場合に人を発病させ、又は死亡させるもの（人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるもの（以下「人工合成毒素」という。）を含む。）をいう。
- 21 この法律において「特定病原体等」とは、一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- 22 この法律において「一種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二十五第一項の規定による承認又は同法第二十三条の二の二十三第一項の規定による認証を受けた医薬品又は再生医療等製品に含有されるものその他これに準ずる病原体等（以下「医薬品等」という。）であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。
- 一 アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス
 - 二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス及びレストンエボラウイルス
 - 三 オルソポックスウイルス属バリオラウイルス（別名痘そうウイルス）
 - 四 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス（別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス）
 - 五 マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス
 - 六 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの
- 23 この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

- 一 エルシニア属ペスティス（別名ペスト菌）
- 二 クロストリジウム属ボツリヌム（別名ボツリヌス菌）
- 三 ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス
- 四 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌）
- 五 フランシセラ属ツラレンシス種（別名野兎病菌）亜種ツラレンシス及びホル
アークティカ
- 六 ボツリヌス毒素（人工合成毒素であって、その構造式がボツリヌス毒素の構
造式と同一であるものを含む。）
- 七 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、
国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で
定めるもの

24 この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であ
って、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定す
るものを除く。）をいう。

- 一 コクシエラ属バーネッティイ
- 二 マイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）（イソニコチン酸ヒ
ドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定
めるものに対し耐性を有するものに限る。）
- 三 リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）
- 四 前三号に掲げるもののほか、前三号に掲げるものと同程度に病原性を有し、
国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定める
もの

25 この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であ
って、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定す
るものを除く。）をいう。

- 一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型が政令で
定めるものであるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は
新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）
- 二 エシエリヒア属コリー（別名大腸菌）（腸管出血性大腸菌に限る。）
- 三 エンテロウイルス属ポリオウイルス
- 四 クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が一型又は二型であるものに限
る。）
- 五 サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ又はパラタイフィAであるも
のに限る。）
- 六 志賀毒素（人工合成毒素であって、その構造式が志賀毒素の構造式と同一で
あるものを含む。）
- 七 シゲラ属（別名赤痢菌）ソンネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリー及びボ
イデイ
- 八 ビブリオ属コレラ（別名コレラ菌）（血清型がO1又はO139であるもの
に限る。）
- 九 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス（別名黄熱ウイルス）

十 マイコバクテリウム属ツベルクローシス（前項第二号に掲げる病原体を除く。）

十一 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

26 厚生労働大臣は、第三項第六号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

一 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

二 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

三 新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

四 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

五 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

- 六 新感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体
- 七 第一号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 八 第二号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 九 第三号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 十 第四号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 十一 第五号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 十二 第六号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 4 都道府県知事は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。
- 5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体について検査を実施しなければならない。
- 6 第三項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用する。
- 7 第一項又は第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を求められた者（次項に規定する特定患者等を除く。）は、当該質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。
- 8 都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下この項において「特定患者等」という。）が第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査（第三項（第六項において準用される場合、第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）を含む。）の規定による求めを除く。）に応ずべきことを命ずることができる。
- 9 前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

- 1 0 都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、同時に、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで命令をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- 1 1 都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、第八項の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、前項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 1 2 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 1 3 都道府県知事及び保健所設置市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものをいう。次項、第四十四条の三の五第四項及び第五十条の六第四項において同じ。）により厚生労働大臣（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）に報告しなければならない。
- 1 4 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を、電磁的方法により当該他の都道府県知事等に通報しなければならない。
- 1 5 厚生労働大臣は、第四十四条の三の五第一項又は第五十条の六第一項の規定に基づく要請による場合を除き、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体の一部の提出を求めることができる。
- 1 6 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関（以下「感染症試験研究等機関」という。）の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。
- 1 7 第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。
- 1 8 第十二項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。